

新潟県立新潟工業高等学校冷房用発電機等賃貸借契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、新潟県立新潟工業高等学校校舎敷地内に設置する冷房用発電機等の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、乙が所有する冷房用発電機等（以下「発電機等」という。）を甲の使用に供し、発電機等の保守を行うとともに、発電機等が故障した場合は、速やかに正常な状態に回復させる等、発電機等を常時正常な状態で稼働させることを目的とする。

（契約期間）

第2条 この契約期間（以下「契約期間」という。）は、令和8年6月10日から令和8年10月7日までとする。

（契約対象物件）

第3条 この契約の対象となる発電機等の機種は、次のとおりとする。

- （1）仮設発電機（200KVA）1台（燃料は軽油とする。）
- （2）フェンス（出入口は鍵をかけられるものとする。鍵は甲が管理する。）
- （3）騒音対策設備
 - ・フェンス周りを防音シートや防音機能を有するボード等で囲むものとする。
 - ・上記騒音対策設備の高さは3.5メートル以上とする。

（設置場所）

第4条 発電機等の設置場所は、次のとおりとする。

新潟工業高等学校校舎敷地内 機械科実習棟脇自転車置き場と焼却炉の間

（賃貸借料）

第5条 発電機等の賃貸借料は、円（消費税額を含む。）とする。

2 前項の賃貸借料には以下の費用を含むものとする

- （1）仮設発電機賃貸借料金
- （2）動産保証料 一式
- （3）運搬費（設置及び撤去、接続工事に必要な経費を含む）一式
- （4）フェンスの賃貸借料金並びに設置及び撤去に係る経費 一式
- （5）騒音対策に係る経費 一式

（賃貸借料の請求及び支払い）

第6条 乙は、契約期間中、月末毎に賃貸借料を甲に請求するものとする。各月の請求金額は下記の通りとする。なお、6から9月分の請求において、1円未満の端数は切り捨てることとし、10月分の請求において調整する。

- （1）6月分 賃貸借料全体（消費税額を含む）の20%
- （2）7月分 賃貸借料全体（消費税額を含む）の25%
- （3）8月分 賃貸借料全体（消費税額を含む）の25%
- （4）9月分 賃貸借料全体（消費税額を含む）の25%
- （5）10月分 賃貸借料全体（消費税額を含む）の5%

2 甲は、乙から前項の規定による適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(発電機等の保守)

第7条 乙は、発電機を甲が常時正常な状態で使用できるように必要に応じて社員を派遣して点検、調整を行うものとする。

2 発電機が故障した場合は、甲の要請により、乙は、直ちに社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(契約保証金)

第8条 契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10条）第44条の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(債権債務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生じる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は債権の行使若しくは債権の履行を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の負担)

第10条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

第12条 甲は、前条第1項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(2) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条第1項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは乙は契約金額の100分の10の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該を超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

第13条 甲は、第11条第1項又は前条第1項若しくは第2項に定める場合のほか、乙が契約を履行しない間は、必要がある場合には契約を解除し、又は打ち切ることができる。

2 甲は、前項の定めにより契約を解除し、又は打ち切った場合に乙に損害を与えたときは、その損害額を負担する。この場合、甲の負担する損害額は甲乙協議して定める

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(費用負担)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

2 各点検に要する通常の方法は、原則として乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

新潟市西区小新西1丁目5番1号
甲 新潟県
新潟県立新潟工業高等学校
校長 関口和之 印

乙 印